

## 介護保険制度における訪問看護の役割強化に関する意見書

平成 22 年 11 月 19 日  
社会保障審議会介護保険部会  
委員 井部 俊子  
(日本看護協会副会長)

### 1. 複合型事業所の創設による柔軟なサービス提供の推進

#### 1) 訪問看護と小規模多機能型居宅介護の一体的なサービス提供

医療ニーズの高い人々に 24 時間の在宅療養支援を行うために、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に提供できるような、訪問看護・訪問介護・通所・宿泊・相談の多面的な機能を備えた新たなサービス類型の創設を要望します。

住み慣れた地域での在宅療養を支える地域包括ケアシステムの構築に向け、身近な地域に、多様な在宅サービスを柔軟に利用できる選択肢を増やしていくことが重要です。

#### 2) 訪問看護を基盤とした訪問介護との一体的なサービス提供

利用者に合わせた柔軟なサービス提供と、医療処置の必要な在宅療養者に安全なケアを提供する観点から、訪問看護・介護を一体的に提供する新たなサービス類型の創設を要望します。

訪問看護と訪問介護が別事業所から訪問する形態が多い現状では、医療依存度が高い・体重が重い等の理由で複数名訪問を要する利用者に対し、効率的かつ柔軟なサービス提供が困難です。また、互いの連携が困難なため、訪問看護と介護で類似のサービスを提供するケースもあります。

訪問看護と訪問介護を一体的に提供する仕組みをつくることにより、看護と介護の連携を強化し、安全かつ効率的なケア提供の体制を整備すべきです。

### 2. 訪問看護は区分支給限度基準額の枠外に

訪問看護が必要な人に適切に提供されるよう、訪問看護に係る給付については限度額の管理対象外とし、在宅療養者が 1 割負担で利用できるよう要望します。

現行の制度では、要介護度が軽度の場合も重度の場合も、区分支給限度基準額などの関連で特に訪問看護に利用抑制が働き、医療の必要な利用者に訪問看護が提供できないケースがあります。

### 3. 訪問看護ステーションの規模拡大に向けた支援

公的な保険給付による訪問看護サービスには、24 時間 365 日在宅療養者の安全を支える責任があります。それを訪問看護師の過重な労働負担なく果たしていくためには、訪問看護ステーションの人員規模の拡大が必要です。

ステーションの人員基準 2.5 名を 1 名に緩和するよう求める動きがありますが、現状では小規模ステーションほどサービスの安定的な提供が困難であり、人員基準の緩和は訪問看護を利用する国民の安全・安心をゆるがしかねません。

訪問看護ステーションの規模拡大に向け、多機能化・業務効率化の取り組みの推進と、新人看護師や潜在看護師の訪問看護就業を促進する制度上の支援策を要望します。